

平成29年度

定期監査報告書

下諏訪町監査委員

29監委第18号
平成29年12月25日

下諏訪町長 青木悟様
下諏訪町議会議長 林元夫様
下諏訪町選挙管理委員会委員長 小口俊吉様
下諏訪町農業委員会会长 中村隆明様
下諏訪財産区議會議長 伊藤隆様

下諏訪町監査委員
星野岳生
中村奎司

平成29年度定期監査の結果報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項及び下諏訪町監査
委員条例（昭和49年町条例第21号）第2条の規定に基づき、平成29年度
定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり報告
します。

目 次

ページ

1 定期監査実績	1
2 現地監査実績	1
3 監査の対象及び方法	2
4 監査の結果	2
5 監査の所見	3
6 平成28年度定期監査結果（所見）と措置状況	5

1 定期監査実績

月 日	曜日	時 間	時間配分		課 等 名	場 所 等
			書類 監査 (分)	聞き 取り (分)		
11月17日	金	8 : 40 ~ 12 : 05	95	110	総務課	第4委員会室
		13 : 10 ~ 17 : 25	90	165	産業振興課	
11月20日	月	9 : 00 ~ 10 : 30	30	60	下諏訪中学校	下諏訪中学校
		10 : 35 ~ 12 : 10	25	70	南小学校	南小学校
		13 : 10 ~ 16 : 40	80	130	健康福祉課	第4委員会室
11月21日	火	9 : 00 ~ 12 : 05	90	95	税務課	
		13 : 10 ~ 17 : 30	80	180	住民環境課	
11月22日	水	9 : 00 ~ 10 : 20	30	50	消防課	消防署
		10 : 30 ~ 17 : 55	90	285	教育こども課	第4委員会室
(午前中は書類検査のみ行い、午後1時10分より外部施設の聞き取りから)						
11月24日	金	9 : 00 ~ 10 : 35	20	75	会計課	第4委員会室
		10 : 35 ~ 11 : 30	10	45	議会事務局	
		11 : 30 ~ 12 : 00	30	☒	建設水道課 ←書類監査のみ	
		13 : 30 ~ 15 : 00	現地調査			
		15 : 00 ~ 17 : 00	120	☒	建設水道課 ←書類監査のみ	
11月27日	月	9 : 00 ~ 10 : 45	30	75	ハイム天白	ハイム天白
		10 : 50 ~ 12 : 00		70	さくら保育園	さくら保育園
		13 : 10 ~ 16 : 15	☒	185	建設水道課	第4委員会室
		(13:10~財産区、温泉、下水道、上水道、一般)				

2 現地調査実績

月 日	曜日	監 査 箇 所 等			課 等 名
11月24日	金	13 : 30 ~ 13 : 50	町道御田町線美装化工事	建設水道課	建設水道課
		13 : 50 ~ 14 : 50	ミーミーセンタースメバ	産業振興課	

3 監査の対象及び方法

平成29年度の上半期（4月～9月）における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況について、下記の指定資料の提出を求め、諸帳簿・書類の照合等と併せて関係職員からの説明を受け、質疑応答を交えながら実施した。

また、工事現場等に出向き関係職員から説明を受け現地検証を実施した。

さらに、前年度の監査指摘事項に係る措置状況の報告を受け、再確認をした。

○指定資料

- ① 職員配置・事務分掌
- ② 書類目録
- ③ 予算執行状況〈歳入・歳出〉
- ④ 工事実施状況
- ⑤ 公有財産増減状況（土地及び建物）〈取得・処分〉
- ⑥ 備品購入・不用決定（所管換）状況
- ⑦ 業務委託状況
- ⑧ 主な行事等の状況
- ⑨ 重点施策の進捗状況
- ⑩ 主な業務概要・事務事業実績
- ⑪ 前回監査の状況及び指摘事項の処理状況
- ⑫ その他（1）保育園関係（2）学校関係（3）水道事業関係
（4）下水道事業関係（5）賄材料費の業者・月別支払額一覧表
- ⑬ 各課添付資料

4 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況は、全般を通じ、その処理状況は適正と認められた。しかし、一部事務処理に検討・改善を要する事項が認められたので、次に記述する所見を踏まえて、一層適正な事務の執行に努められたい。なお、軽易な事項については、それぞれ口頭での指導も併せて行った。

5 監査の所見

(1) 事務事業評価の指標の取扱いについて

過去の定期監査の所見において、事務事業評価について、目標数値の設定が実効性のあるものとなるよう見直しをお願いしたところである。

今定期監査においては、一つの例として、生涯学習の社会教育の推進（生涯学習）において、成人式参加者数を評価指標にしているなど、適切な評価に値するものか疑問なものが見受けられた。各事業について適切に評価ができるよう精査をしていただきたい。(全課)

(2) 調定の時期について

納期の一定している収入については、調定手続きの後に入金があり、未収入部分が収入未済額として表示される。随時の収入については、それぞれに調定入力すべき時点があり、その時期は財務規則に明記されているが、規則に沿った調定が起票されていないケース（調定前に収入票を起票するために、収入未済額がマイナス表記となっているもの）が散見された。

財務規則を確認の上、規則に沿った運用をしていただくようお願いしたい。(全課)

(3) 低入札価格による人的役務提供の請負業務について

近年、建設業界の需給環境が逼迫し、業者の予定価格算定ソフトの精度が向上していること等により、土木請負工事の落札率は高水準で推移している。

一方、人的役務提供の請負（測量、設計、コンサルティング）に係る入札では、落札率が低いものが見受けられる。「平成29年度下諏訪町防災行政無線デジタル化実施設計業務」の落札率は0.18%（予定価格4,398千円に対する落札金額は8千円）であり、「新艇庫建設予定地地積測量業務」の落札率は57.59%（予定価格1,476千円に対する落札金額は850千円）であった。

これらについては、入札経過書、過去の実績等の請負業者の信頼性を検討した資料が残されていた。

人的役務提供の請負については、工事請負と異なり、低入札の場合の失格規定がないことで、入札どおり業者との契約が可能となっている現実がある。しかし、落札率0.18%での契約が成立するとなれば予定価格は意味がないことになり、また、当該契約に限っては請負業者に損失が生じていることが合理的に推定できるので、地方自治体がそのような発注をしてよいかという疑問がある。

人的役務提供の請負についても、低入札の場合の失格規定が必要かどうか
を検討いただきたい。
(総務課)

(4)補助事業（八島高原木道改修工事）の完工時期について

補助金を財源とした事業の場合、国、県の補助金の交付決定を受けて入札、
請負業者の決定、施工、完工に至るまで相応の期間を要する。

当期の八島高原木道の改修工事は、自然環境整備支援事業補助金を活用し
た補助事業であり、諸手続の関係上、工事実施時期が10月中旬から11月
下旬にかけての、八島高原のオフシーズンであった。

八島高原は当町の貴重な観光資源であり、良好な状況でシーズンが迎えら
れるよう財源を含めた計画的な保守整備を検討いただきたい。

(産業振興課)

(5)水道・下水道会計の未収入金について

水道・下水道事業の未収入金には、宿泊業者に対する比較的多額の未回収
金額が含まれている。分納誓約により回収を進めている努力は評価するが、
その場合でも現年度発生分より少額の場合が多く、債権額は更に増加してお
り、完済にはほど遠い状況である。債務者の状況を勘案しながら粘り強い対
応が必要となっているが、場合によっては債権回収に向けた強い姿勢も必要
となると思われる。

個別・継続的に信用調査を行い、債権の保全を行う必要性を検討していき
たい。また、会計的には貸倒引当金の追加設定が必要と考えられる。

(建設水道課)

6 平成28年度定期監査結果（所見）と措置状況

監査の所見（1）町税・使用料等の収入未済対策について

町税、使用料等の未納対策については、情報を庁内で共有するなかで集中滞納整理も行われており、個々の家庭事情等を勘案し、悪質な未納者に対しては毅然とした対応で、また事情に応じて分納誓約をいただくなど、適切に対応していただいていると感じられる。

引き続き、収納未済対策に当たっては、辛抱強い対応をお願いしたい。

～ 措置状況（回答：税務課）～

収納対策室として各課との連携・情報共有を図りながら徴収率の向上に努めるとともに、個々の家庭事情等も考慮しながらも、法に照らし合わせながら、完納に結びつくよう、きめ細やかな納税相談を心掛けています。

一方、誠意が見られない滞納者には、税の公平性からも、十分な財産調査を行ったうえで差押えを実行し、収入未済額の減少に努めています。

～ 措置状況（回答：教育こども課 子育て支援係）～

長時間保育使用料及び一時保育使用料では、28年度において現年分の収入未済額はありませんでした。今後も、現年分の収入未済額が発生しないよう、収納事務に力をいれてまいります。

また、滞納繰越分については、他課とも情報を共有し、未納者それぞれにあわせた納付計画により、収納率の向上に努めております。

学童クラブ使用料においては、滞納が高額にならないよう、定期的に未納者と連絡を取り、関係各課とも連携し、慎重に対応しています。

監査の所見（2）文書管理について

文書取扱主任者の管理のもと概ね適正に処理されていた。

番号法における町の立場は、個人番号利用事務実施者、情報照会者・情報提供者、個人番号関係事務実施者（給与支払者）、個人番号の指定・通知者の4つがある。個人番号が記載された文書・書類の管理は言うまでもなく、個人情報の漏洩防止も含め、引き続き確実な管理と対応をお願いしたい。

～ 措置状況（回答：総務課）～

平成29年7月より情報提供ネットワークシステムによる他団体との情報連携が始まったことに伴い、これまで「個人番号の利用」についてのみ規定していた条例に、新たに「特定個人情報の提供」に関する規定を追加しました。

個人番号が記載された文書・書類の管理については、これまでも鍵の掛かる書庫等で管理しているが、引き続き確実な管理をしてまいります。

監査の所見（3）税外収入整理簿の取扱いについて

利用者から手数料等を現金で受領する係では、税外収入整理簿に記入した後に町金庫に入金をし、歳入に計上される。各課の整理簿と歳入計算書残高は一致すべきものであり、定期的に残高を照合してその結果を明瞭に税外収入整理簿に残しておく必要があるが、この手続を実施していない課が散見される。

現金受領から、町金庫への入金までの“時間的ずれ”が生じる本庁舎外の施設（博物館、体育館、観光施設等）では、この手続は特に重要である。

同時に外部保管の現金が過大とならないよう、会計課への入金頻度について検討されたい。

～ 措置状況（回答：産業振興課）～

おんばしら館よいさの入館料等の現金の扱いは、開館時から税外収入整理簿に記入し整理しています。施設での保管現金が過大になる要因に、休館日や館長の勤務体制による、施設から係側への現金の授受が不規則であったことがあります。今年度からは館長の業務が事務処理に専念され、また休館日がなくなりましたことにより、施設から係側への現金の授受にブランクがなくなり、施設に現金が貯まることがなくなりました。

～ 措置状況（回答：教育こども課 体育館係）～

毎月の頭に、前月の入金について、現金と税外収入整理簿とが一致しているかを、係長を含め複数の目で確認するようにしました。また、施設内での現金保管が過大とならないよう、指定金融機関への入金までの期間を改善しました。

監査の所見（4）職員の有給取得について

出勤簿を確認したところ、有給休暇の取得が殆どできておらず、代休消化もままならない者が多かった。今年は7年に1度の御柱祭もあり、非常に多忙であったことが容易に推察されるが、職員の健康上の問題がでないように休暇が取得できる環境作りについてご配意をお願いしたい。

～ 措置状況（回答：総務課）～

年休取得率を向上させることは課題であると認識しており、職員の勤務時間・休暇等規則による夏季特別休暇の取得、職員安全衛生管理計画に基づく夏季・冬季年次休暇の利用促進に取り組んでいる。さらに、町互助会による元気回復事業による休暇利用を推進しています。

また、職員の健康やメンタル面への配慮から、各課長に対して部下職員の業務量の把握を通じ、業務量の振り分けや休暇が取得しやすい職場環境づくりを行うよう課長会席上にて周知」を図っています。

監査の所見（5）ハイム天白の運営方針について

特別養護老人ホームハイム天白は、県下では自治体が直営する唯一の施設であるが、経営状況は厳しく、関連する基金も少なくなっている。一般会計からの繰入金は昨年度より生じている。

施設の老朽化対策を含めた中長期的な経営計画を明確にしていただくようお願いしたい。

～ 措置状況（回答：ハイム天白）～

施設の老朽化対策については町の実施計画に基づき計画的な改修等を実施しており、財政状況等、施設の運営に影響がない範囲の中で、補助金等も活用しながら、実施可能な改修等を行っています。

中長期的な計画立ては、職員配置に伴う人件費の高騰や3年毎に行われる介護報酬改定の状況が不透明なことから難しく、設備等の作動状態や定期点検の結果等に十分配慮する中で、優先順位を見極めながら可及的速やかに取り組んでいます。